

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月30日から同年8月14日まで

昭和44年8月13日までA社B事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録を見ると、同年7月30日で資格喪失となっている。会社に問い合わせたところ、同年8月13日付けで退職した記録が残存していることがわかったので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した人事異動に係る稟議書^{りんぎ}から、申立人が昭和44年8月13日までA社B事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険事務所が管理するA社B事業所における昭和44年6月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が提出した申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日が昭和44年7月30日となっていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日を昭和40年8月26日、資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月26日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和40年4月に入社し、58年9月まで継続して勤務していた。その間、事業所が異動しているのは、すべて同一会社内の転勤であるので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社B事業所に勤務し(昭和40年8月26日にC社からA社B事業所に異動、同年9月1日に同社B事業所から同社D事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和30年1月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月28日から同年12月1日まで

私は、昭和28年にA社に入社し、53年9月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入期間となっていない。途中、退職した覚えはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所保管の社員名簿、健康保険組合の記録及び複数の同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和30年12月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は不明としているが、申立人が昭和30年1月28日にA社において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行うべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届など、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が同年12月1日を申立人のA社における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月1日から同年8月1日まで

私は、昭和38年4月1日から当時のB社に勤務し、42年6月1日からは、業務命令により子会社のA社に出向し勤務した。しかし、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は、継続して勤務していたので、この期間についても被保険者であると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言及び雇用保険の記録により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和42年6月1日にB社C社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和42年8月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料控除及び社会保険事務所への納付は行っていたと思うが、証明する資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月11日から33年12月1日まで
社会保険庁の記録によると、申立期間について、脱退手当金を受給したこととなっているが、受け取った覚えが無いため、当該期間について脱退手当金の支給の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票の備考欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年3月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該事業所を退職し、脱退手当金を受給した記録のある複数の元同僚から聴取したところ、一部の者から「退職時に会社の担当者から関係書類をもらい、社会保険事務所に持って行った記憶がある。当時は同世代のほとんどの人がもらっていたと思う。」との証言が得られており、事実、申立人と近接した時期に資格喪失した被保険者3名のうち2名について、脱退手当金を支給した記録になっていることが確認できるほか、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和61年まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 21 日から同年 10 月 21 日まで
昭和 59 年 8 月 21 日から A 事業所で働き始めたが、厚生年金保険の加入記録は同年 10 月 21 日からとなっており、最初の 2 か月間の記録が無い。勤務していたことは間違いないので、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在籍証明書から、申立人が申立期間について A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、事業主に照会したところ、「就業規則によると、『採用された者は 3 か月の試用期間を置く』となっており、申立期間については厚生年金保険に加入させていなかったのではないか。」と証言している。

また、雇用保険記録によると、申立人の資格取得日は昭和 59 年 10 月 21 日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致する上、事業主が提出した資料及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と同時期に入社した 1 名について、申立人と同様、入社後 2 か月を経過してから厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 40 年 12 月 26 日まで

私は、勤務したA事業所B事業所を退職した際、脱退手当金を受給した記憶は無い。会社から脱退手当金について説明は無かったし、当時、脱退手当金という制度があることも知らなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年4月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後に記載のある女性58名の脱退手当金支給記録を調査したところ、受給資格の無い者及び支給記録の有無が確認できない20名を除く38名の女性被保険者のうち27名に支給記録が確認でき、そのうち23名が資格喪失日から6か月以内に支給決定されているほか、脱退手当金が支給されている2名の同僚は、「会社が請求手続をしてくれた。」と証言をしていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 61 年 11 月 9 日まで

私は、A社に勤務し、社会保険手続及び給与計算を担当していた。自分で社会保険の加入手続を行い、給与から保険料を控除していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、A社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、自分自身が当該事業所の社会保険手続及び給与計算を担当していたとしており、複数の元同僚も同様に証言していることから、申立人が当該事務を担当していたと認められる。仮に、厚生年金保険被保険者として記録されていない状況の下で、事業主が毎年行うべき報酬月額算定基礎届などの機会において、被保険者でない者の氏名を記入して提出すれば、社会保険事務所は両者の齟齬を確認できることとなる。また、逆に、申立人の給与から厚生年金保険料が控除され、納付されていた場合には、社会保険事務所の毎月の納入告知額と従業員の給与からの控除保険料額は合致しないはずである。申立人は当該事務を担当していたにもかかわらず、49 か月という長期間にわたり、このような事態に気づかず、事業主が給与から厚生年金保険料を控除し続けていたことを見過ごすとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらず、健康保険証の整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで
申立期間については、A社で仕事をしていた。当時の給料明細書等はないが、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社について、法務局に照会したが、商業登記簿の記録が確認できない旨の回答を得た。

また、社会保険事務所の記録を調査したが、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実が確認できない上、申立人から聴取しても、当該事業所の所在地が不明確である上、事業主の氏名も姓のみしか憶えておらず、特定することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚についても調査したが、特定できず、当時の事情を聴取できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。